

団体総合生活
補償保険

団体疾病・傷害保険の ご案内

- ◆ 医療保障コース(病気・ケガの補償)
- ◆ 傷害保障コース(ケガの補償)
- ◆ 交通傷害保障コース(ケガの補償)

ゴルファー保険

携行品保険(動産総合保険)

保険期間:平成27年1月1日午後4時から
平成28年1月1日午後4時まで1年間
補償期間:平成27年7月1日午前0時から平成28年1月1日午後4時までの
半年間
お支払方法:保険料の払込方法は毎月の給与から引き去りになります。
第1回給与引去日:平成27年9月給与日
加入申込票提出先:裏表紙をご覧ください。
お問い合わせ先:日立保険サービス・NECファシリティーズ・
メルコ保険サービス(詳細は裏表紙をご覧ください。)

補償開始日と申込締切日

補償開始日

平成27年
7月1日

申込締切日

平成27年
4月10日
(金)

会社・事業所毎の提出先・締切日は
社内通知を確認ください

団体疾病・傷害保険ラインナップ

	ケガへの備え				病気への備え		
	死亡・後遺障害	入院	手術	通院	入院	手術	
お支払い事例							
加入セット	△	ケガに加え病気も備えたい方 (1A) (1B) P21~P22				—	—
医療保障コース	△	ケガに加え病気も備えたい方 (1A) (1B) P21~P22				—	—
傷害保障コース	—	交通事故や日常生活でのケガ (1D) P21~P22			—	—	
交通傷害保障コース	—	交通事故・交通乗用具の火災によるケガ限定 (1E) P21			—	—	

団体疾病・傷害保険

ケガも
病気も
これで
安心!

団体割引等

傷害部分約52%^{※1}
疾病部分約47%^{※2}

団体疾病・傷害保険

医療保障コース (病気・ケガの補償) (1A) (1B) P21~P22

- **入院**
 - ・病気・ケガで入院された場合に1日目から入院保険金日額をお支払いします。(1事故に基づく傷害入院または1回の疾病入院について180日限度)
- **手術**
 - ・病気・ケガで手術を受けられた場合に、入院中の手術は入院保険金日額の20倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の10倍を、また病気で放射線治療を受けられた場合は疾病入院保険金日額の20倍をお支払いします。
 - ⚠ レーシック手術等はお支払いの対象となりません。
- **通院**
 - ・病気の場合は退院後の治療のため通院された場合にお支払いします。
 - ・ケガで通院された場合に1日目から通院保険金日額をお支払いします。(1事故90日限度)

傷害保障コース (ケガの補償) (1D) P21~P22

- **入院**
 - ケガで入院された場合に1日目から入院保険金日額をお支払いします。(1事故180日限度)
- **手術**
 - ケガで手術を受けられた場合に、入院中の手術は入院保険金日額の20倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の10倍をお支払いします。
- **通院**
 - ケガで通院された場合に、1日目から通院保険金日額をお支払いします。(1事故90日限度)
- **死亡・後遺障害**
 - ケガで死亡された場合に、死亡保険金をお支払いします。ケガで後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。

交通傷害保障コースもあります (1E) P21~P22

※1 団体割引30%、損害率による割引25%、大口契約割引10%が適用されております。

※2 団体割引30%、損害率による割引25%が適用されております。

ルネサスエレクトロニクスグループ団体疾病・傷害保険で こんな場合に備えましょう！

△オプションでご加入になれるもの

その他保障						
通院	成人病 上乗せ入院	成人病 上乗せ通院	新先進医療 (疾病・傷害)	日常生活個人賠償	所得補償	介護一時金
—	△	△	△	△	△	△
—	—	—	—	△	△	△
—	—	—	—	—	—	—

天災危険補償特約 (自動セット)

P21～P22

「地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波等によるケガ」も補償いたします。

※対象セット(1A)(1B)(1D)対象オプション(2C)(3A)(3C)

多数の特約によるオプションのラインナップ

成人病入院保険金 (2A)
成人病入院保険金 (2B)

新先進医療費用保険金 (2C)

ケガによる死亡・後遺障害保険金 (3A)

日常生活個人賠償 (3B)※

所得補償保険金 (3C)

介護一時保険金 (3D)

等

※国内において発生した損害賠償事故について示談交渉サービス付

ゴルファー保険 (1J) (1K) (1L) (2J) (2K) (2L)

P25

団体割引
25%

ゴルフの際の
ホールインワン費用等

ホールインワン・アルバトロス費用
⚠国内のみの補償となります

賠償責任補償

ゴルフ用品補償

ゴルファー傷害補償

●原則としてセルフプレー中のホールインワン・アルバトロスは対象となりません。

携行品保険 (M)

P26

団体割引
20%

自宅外でのさまざまな
携行品損害に備えたい

携行品に応じた破損・盗難等の損害を補償
※時価額でのお支払い

⚠国外において生じた損害についても補償の対象となります。

セット名 補償項目	医療保障コース				傷害保障コース	交通傷害保障コース	
	基本補償		成人病オプション		1D	1E※2	
	1A	1B	2A※1	2B※1			
入院	病気	1,000円/日 (疾病入院保険金日額)		1,000円/日 (成人病のみ) (成人病入院保険金日額)		—	—
	ケガ	1,000円/日 (傷害入院保険金日額)		—		1,000円/日 (傷害入院保険金日額)	1,000円/日 (傷害入院保険金日額)
手術	病気	入院中の手術 入院中以外の手術 放射線治療 (それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)	20倍 10倍 20倍	入院中の手術 入院中以外の手術 放射線治療 (成人病のみ) (それぞれ成人病入院保険金日額の倍数)	20倍 10倍 20倍	—	—
	ケガ	入院中の手術 入院中以外の手術 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)	20倍 10倍	—	—	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)
通院	病気 (退院後の通院に限ります。)	500円/日	—	500円/日 (成人病のみ)	—	—	—
	ケガ	500円/日	—	—	—	500円/日	500円/日
傷害死亡・後遺障害	—	—	—	—	100万円	100万円	
□数の制限	通算して1～20□の範囲内で加入		通算して1～20□の範囲内で加入		20□	20□	

※1「成人病のみ補償特約」セット ※2「交通事故危険のみ補償特約」セット
 ○傷害部分には天災危険補償特約が付いています。(1Eセットを除く。)

■ 1口あたり月額保険料

年令	医療保障コース				傷害保障コース 1D	交通傷害保障コース 1E
	基本補償		成人病オプション			
	1A	1B	2A	2B		
0～4才	270円	180円	20円	10円	200円	60円
5～9才	190円	100円	20円	10円		
10～14才	170円	80円	20円	10円		
15～19才	180円	90円	20円	10円		
20～24才	210円	120円	20円	10円		
25～29才	240円	150円	20円	10円		
30～34才	250円	160円	20円	10円		
35～39才	250円	160円	30円	20円		
40～44才	240円	150円	40円	30円		
45～49才	270円	180円	60円	50円		
50～54才	320円	220円	80円	70円		
55～59才	390円	290円	120円	110円		
60～64才	490円	380円	190円	170円		
65～69才	650円	530円	270円	250円		
70～74才 (1A,1B,2A,2Bは 継続加入のみ)	1,010円	850円	460円	420円		
75～79才 (1A,1B,2A,2Bは 継続加入のみ)	1,350円	1,160円	690円	630円		

※上記のご年令は平成27年1月1日現在の満年令となります。

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病保険金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P27(☆)参照	保険期間の開始後(※)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	[疾病入院保険金日額] × [疾病入院の日数]をお支払いします。 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) 入院*された場合、この状態を「傷害入院」といいます。	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数]をお支払いします。 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
疾病保険金	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット P27(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に手術*を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合… [疾病入院保険金日額] × 20 ② ①以外の手術の場合… [疾病入院保険金日額] × 10 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対しては疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
	放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット P27(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に放射線治療*を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、[疾病入院保険金日額] × 20をお支払いします。 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。
傷害保険金	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セット	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 20 ② ①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 10 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対しては傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P27(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (注) 通院されない場合は、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	[疾病通院保険金日額] × [疾病通院の日数]をお支払いします。 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)*によって再度疾病入院に該当した場合は、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。
傷害保険金	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合は、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	[傷害通院保険金日額] × [傷害通院の日数]をお支払いします。 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・ 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
傷害保険金	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

団体疾病・傷害保険

補償項目	セット名	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション				
		医療保障コースにご加入の方向けオプション				
		新先進医療 2C	ケガ死亡・後遺障害 3A	日常生活個人賠償 3B	所得補償 3C	介護一時金 3D
新先進医療		1,000万円	—	—	—	—
傷害死亡・後遺障害		—	500万円	—	—	—
日常生活個人賠償 <small>(国内で発生した事故は示談交渉サービス付)</small>		—	—	1億円	—	—
所得補償		—	—	—	月額10万円	—
介護一時金		—	—	—	—	300万円
□数の制限		1□	1～4□の範囲内で加入	1□	1～5□限度 ご加入直前12か月の所得の平均月額の40%以内	1□

※(2C)新先進医療、(3A)ケガ死亡・後遺障害および(3C)所得補償の傷害部分には天災危険補償特約が付いています。
 ※(3C)所得補償の免責期間は180日、てん補期間は1年間です。また、ルネサスエレクトロニクスグループにお勤めのご本人さまのみがご加入できます。

補償項目	セット名	医療保障コース(1A・1B)にご加入で3Y・3Zに既にご加入の方向けオプション	
		ガン診断保険金 3Y	三大疾病診断保険金 3Z
		ガン診断	100万円
三大疾病診断	—	100万円	
□数の制限		1□	1□

■ 1口あたり月額保険料

年令	新先進医療 2C	ケガ死亡・後遺障害 3A	日常生活個人賠償 3B	所得補償 3C	介護一時金 3D
0～4才	一律 40円	一律 340円	一律 50円	—	30円
5～9才				—	30円
10～14才				—	30円
15～19才				57円	30円
20～24才				118円	30円
25～29才				143円	30円
30～34才				206円	30円
35～39才				289円	40円
40～44才				402円	90円
45～49才				516円	170円
50～54才				628円	320円
55～59才				684円	590円
60～64才				745円	1,110円
65～69才				895円	2,090円
70～74才(2C、3C、3Dは継続加入のみ)				1,491円	3,930円
75～79才(2C、3C、3Dは継続加入のみ)				2,236円	7,440円

年令	ガン診断保険金 3Y	三大疾病診断保険金 3Z
0～4才	130円	250円
5～9才	130円	250円
10～14才	130円	250円
15～19才	130円	250円
20～24才	210円	320円
25～29才	210円	320円
30～34才	210円	320円
35～39才	210円	320円
40～44才	270円	400円
45～49才	370円	560円
50～54才	690円	990円
55～59才	1,250円	1,710円
60～64才	1,840円	2,730円
65～69才	2,470円	3,950円
70～74才	3,170円	4,550円
75～79才	3,300円	5,190円

※上記のご年令は平成27年1月1日現在の満年令となります。

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
オ ブ シ ヨ ン	先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気が発生してから1年以内であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療)と別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、お支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(*))を除きます。 イ. 先進医療を受けるための保険医療機関と間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。 ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
	日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合 ① 本人の居住の用に供される住宅(*の)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (* 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者*と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*))等をお支払いします。 (* 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
	日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡した場合 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院した場合 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者*と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が臨時に必要とする費用をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
	所得補償保険金 ★所得補償(MS&AD型)特約 ★精神障害補償特約(所得補償特約用) ★天災危険補償特約(所得補償特約用) ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)セット	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が所得補償保険金の免責期間*(180日)を超えて継続した場合 (注1)【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能となった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*1)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日から1年以内であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	【所得補償保険金額】×【就業不能期間*の月数】をお支払いします。 (注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 就業不能期間が1か月未満の場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注3) 原因または時を異にして発生したケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
介護一時保険金 ★介護一時保険金補償特約	保険期間中に、医師*によって、要介護状態(*)であることが診断され、その要介護状態が診断された日からその日を含めて180日を超えて継続した場合。 (* この特約において、「要介護状態」とは、寝たきりまたは認知症*により介護が必要な特約記載の状態をいいます。	介護一時保険金額の全額をお支払いします。なお、介護一時保険金をお支払いした場合は、要介護状態となった時に遡及してこの特約は終了します。	

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額							
オ ブ シ ヨ ン	ガン診断保険金 ★ガン診断保険金補償特約 ☆診断保険金支払後契約の取扱いに関する特約(ガン診断保険金補償特約用)セット ☆保険金の請求に関する特約セット	医師*によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のガン(悪性新生物)*に罹患したことが診断され、治療*を開始された場合(保険期間中にガンと診断された場合に限り。) (注) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。	ガン診断保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間中1回に限り。ます。							
	三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償特約 ☆診断保険金支払後契約の取扱いに関する特約(三大疾病診断保険金補償特約用)セット ☆保険金の請求に関する特約セット	医師*によって、特約記載の三大疾病(ガン(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中に三大疾病と診断された場合に限り。) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガン(悪性新生物)に罹患したこと。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>急性心筋梗塞の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を要する状態が継続したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>脳卒中の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺障害が継続したこと。</td> </tr> </tbody> </table>	支払事由	支払要件	ガン(悪性新生物)に罹患したこと。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を要する状態が継続したこと。	脳卒中を発病したこと。	脳卒中の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺障害が継続したこと。
支払事由	支払要件									
ガン(悪性新生物)に罹患したこと。	—									
急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を要する状態が継続したこと。									
脳卒中を発病したこと。	脳卒中の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺障害が継続したこと。									

golfer 保険

■ ご家族内のご希望の方おひとりずつでお申込みください。ご加入いただける方の範囲はP38をご確認ください。

セット		1J	1K	1L	2J	2K	2L
補償内容	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	ホールインワン・アルバトロス	100万円	60万円	30万円	100万円	60万円	30万円
	用品	60万円	40万円	20万円	60万円	40万円	20万円
支払限度額	死亡・後遺障害				1,000万円	600万円	300万円
	入院日額				15,000円	9,000円	4,500円
	通院日額				10,000円	6,000円	3,000円
保険金額	保険料	1,380円	860円	440円	1,460円	910円	470円

(※1) 免責金額はありません。

(※2) 原則としてセルフプレー中に達成された「ホールインワン・アルバトロス」はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

▲ ホールインワン・アルバトロスは国内のみの補償となります。

補償内容 (保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金)

<賠償責任補償>

● 損害賠償責任を負ったとき

日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

※1 上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

※2 上記⑤協力費用、⑥争訟費用の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

※3 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

<ホールインワン・アルバトロス費用補償>

● ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)

日本国内のゴルフ場において被保険者が達成した下表のホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

I. 次のア、およびイ.の両方が目撃 ^(注1) したホールインワンまたはアルバトロス
ア. 同伴競技者
イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には次の方をいいます)
同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレーヤー等
※原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イ.の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。
II. 達成証明資料*によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス(達成証明資料の説明はP43参照)

なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、

○アマチュアゴルファーが、ゴルフ場*で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、

○1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は、同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、

○その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書により証明できるものに限り、

(注)[目撃]とは以下の場合をいいます。

ア. ホールインワンの場合 被保険者が第一打で打ったボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。

イ. アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。

ア. 贈呈用記念品購入費用

贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。

ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。

イ. 祝賀会に要する費用

ウ. ゴルフ場に対する記念植樹費用

エ. 同伴キャディに対する祝儀

オ. 上記ア.～エ.以外のその他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額を限度としてお支払いします。

※引受保険会社がお支払いする保険金は、「最も高い保険金額」から、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき既にお受け取りなられた保険金を差し引いた残額となり、保険金額を限度とします。

注意事項 (ホールインワン・アルバトロス費用補償について)

複数の保険にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります！

<用品補償>

● ゴルフ用品*の事故(ゴルフ用品補償特約)

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難^(注1)およびゴルフクラブの破損・曲損事故^(注2)が起きた場合に、保険金額を限度に修理費等の損害の額をお支払いします。

(注1)自宅駐車場等、ゴルフ場やゴルフ練習場以外の場所での盗難に対しては保険金をお支払いしません。

また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に生じた場合に限り保険金をお支払いします。

(注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。

お支払する保険金の額は、以下に基づき計算します。

全損の場合	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額
分損 ^(注) の場合	修理費(ただし、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額を限度とします。)

(注) 全損に至らない場合をいいます。

※1 お支払いする保険金は保険期間を通じて保険金額が限度となります。

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

※2 盗難事故が発生した場合、警察に届けてください。

＜傷害補償＞

●ご自身がケガをしたとき (golfer傷害補償特約)(2J、2K、2Lのみ)

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。

死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害保険金額の全額 ^(注1) をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて傷害保険金額の100%～4% ^(注1) をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。 また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、傷害保険金額が限度となります。
入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院された場合、傷害保険金額の1.5 / 1,000×入院日数 ^(注1) をお支払いします。 (注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限りです。
通院保険金	事故によるケガの治療のため、通院された場合、傷害保険金額の1 / 1,000×通院日数 ^(注1) をお支払いします。 ^(注2) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限りです。 また、90日がお支払いの限度となります。 (注2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った部位を固定するために、その被保険者以外の医師の指示によりギプス等 [*] を常時装着したときは、その日数について、通院したものと同様とみなします。 ※ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器等をいいます。)をいいます。屈曲、伸展等の関節運動が可能な装具等(バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー等)は含まれません。

※1 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。

※2 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、保険金をお支払いする日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

携行品保険(動産総合保険)

■ご家族内のご希望の方おひとりずつでお申込みください。

	セット	M
金額	携行品損害(免責金額 3千円)	30万円
	保険料	180円

※時価額でのお支払い。

⚠ 国外において生じた損害についても補償の対象となります。

補償内容

お支払いする保険金

●損害保険金
保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

(注)別途定める免責事由に該当する事故を除きます。〔「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください〕

●残存物取片づけ費用保険金

損害保険金を支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合にお支払いします。

●修理付帯費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用^(注)をお支払いします。

(注)代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。

●損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。

●権利保全行使費用

引受保険会社が取得する権利^(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。

(注)損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。

お支払いする保険金の額

●損害保険金

損害保険金 = 損害の額(時価額) - 免責金額

ただし、1事故および保険期間通算で保険金額が限度となります。

通貨、小切手、乗車券等^(注)については1事故につき、損害の額の合計が5万円を超える場合は、損害の額を5万円とみなします。

一個、一組または一対について損害の額が10万円を超える場合は、損害の額を10万円とみなします。

(注)乗車券等

鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券およびプリペイドカードは含まれません。

●残存物取片づけ費用保険金

実費(損害保険金の10%が限度)をお支払いします。

●修理付帯費用保険金

1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

●損害防止費用

損害保険金とあわせて保険金額を限度にお支払いします。

●権利保全行使費用

実費をお支払いします。

● 保険の対象の範囲

被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限りです。

● 次に掲げる物につきましては、保険の対象に含まれませんのでご注意ください。

1. 手形、株券、債券その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー(決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。)その他これらに類する物
2. 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
3. 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物
4. 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
5. 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール模型その他これらに類する物およびこれらの付属品
6. 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
7. 動物および植物等の生物

団体総合生活補償保険 (MS & AD型) 保険金をお支払いする場合の補足事項

- 天災危険補償特約をセットした1A・1B・1D・3A・2Cセットにご加入の場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金、先進医療費用保険金をお支払いします。
 - 天災危険補償特約（所得補償特約用）をセットした3Cセットにご加入の場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
 - 成人病のみ補償特約をセットした2A・2Bセットにご加入の場合、特約記載の成人病（ガン（悪性新生物）*、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気をいいます。）の治療*を目的とした入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
 - 交通事故危険のみ補償特約をセットした1Eセットにご加入の場合、次に掲げる事故等によるケガに限り、傷害保険金をお支払いします。
 - ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等の交通事故（*）
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故（*）
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。）
 - ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りです。）
 - ⑥交通乗用具の火災

（*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
 - 保険金の請求に関する特約をセットした場合、被保険者が医師*から傷病名（ガン（悪性新生物）*、三大疾病または成人病に限りです。）の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。（注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。
- ☆疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金）
- 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
- 病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（*¹）の原因となった病気（*²）を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 - ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
- ただし、病気（*²）を発病した時が、その病気による入院（*¹）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
- （* 1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- （* 2）疾病入院（*¹）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。
- 精神障害補償特約（所得補償特約用）をセットした3Cセットにご加入の場合、所定の範囲（*）の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能*についても保険金をお支払いします。
- （*）お支払い対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69、F99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。
- 〈お支払対象となる精神障害の例〉
統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼健康状況告知書へのご記入案内

START

現在、ご加入されていますか？

被保険者申込人区分欄に
「現在のご加入内容」と印字のある方

YES

現在のご加入
内容を…

① 変更しない

② 変更する

加入申込票の
提出は不要です。

A

被保険者申込人区分欄に
「おすすめプラン」と印字のある方
※「おすすめプラン」は現在のご加入内容ではありません。

NO

今回は
加入を…

① 検討しない

② 検討する

加入申込票の
提出は不要です。

B

ご加入内容をご選択ください。

I 保障コースを選んでください(複数の保障コースに加入することもできます)

基本セットをはずすことはできません。

- (1A) 病気・ケガ入院補償★
- (1B) 病気・ケガ入院補償★
- (1D) ケガのみ入院補償(傷害死亡後遺障害付き)
- (1E) 交通傷害補償 ※ このセットにオプションはございません。

II オプションを選んでください

(1A) (1B) を選んだ方

(1D) を選んだ方

- (2A) 成人病入院★
- (2B) 成人病入院のみ★
- (2C) 新先進医療★
- (3A) 傷害・死亡後遺障害
- (3B) 日常生活個人賠償
- (3C) 所得補償(最大5口)★
- (3D) 介護一時金★

III 上記にかかわらず下記の保険にはご加入いただけます

- ゴルファー保険(1J)～(2L)までの各セット
- (M) 携行品保険(動産総合保険)

★印のコース・オプションの方のみ新規加入・増額の場合、告知(質問①～④)が必要です。

質問①

現在、病気やケガにより医師による治療中・投薬中・経過観察中ではありません。

質問②

告知日より2年以内に、継続して10日以上病気で入院したことはありません。(妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます。)

質問③

現在、妊娠中ではありません。満16才以上の女性のみお答えください。※所得補償特約にご加入の場合回答は不要です。※詳細は加入申込票裏面をご確認ください。

質問④

前各項と事実が相違していた場合には、保険契約が解除となったり諸保険金の支払いが受けられない場合があることを承諾します。

質問①～④にひとつでも【いいえ】がある場合は加入できません。

A

① どなたか1人以上現在のご加入内容を変更、または被保険者を追加、削除する。

加入者申込区分の「新規加入または変更加入」に○を付け、以下のとおりにご記入ください。

- 〈変更〉 変更される方の「フリープラン」に○を付け、変更後の加入内容をすべてご記入ください。
- 〈追加〉 追加される方の氏名等を被保険者氏名欄に記入し「フリープラン」に○を付け、追加する内容をすべてご記入ください。
- 〈削除〉 削除される方の「脱退」に○を付けてください。

② ご本人も含め1人残らず脱退する。

加入者申込区分の「全員脱退」に○を付け、全員の被保険者申込区分の「脱退」に○を付けて、ご署名のうえ、ご提出ください。

B

① おすすめプランで新規加入する。

加入者申込区分の「新規加入または変更加入」に○を付け、「おすすめプラン」に○を付けてください。

② おすすめプランの内容を変更して新規加入、または被保険者を追加する。

加入者申込区分の「新規加入または変更加入」に○を付け、以下のとおりにご記入ください。

- 〈変更〉 変更される方の「フリープラン」に○を付け、変更後の加入内容をすべてご記入ください。
- 〈追加〉 追加される方の氏名等を被保険者氏名欄に記入し「フリープラン」に○を付け、追加する内容をすべてご記入ください。

GOAL

ご署名のうえ、ご提出ください!

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。>

(*) 疾病入院保険金日額の増額、疾病入院保険金の支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。団体構成員である申込人が必ず被保険者に健康状態を確認のうえ、その被保険者に代わってありのままを正確に漏れなくお答えください。

2 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3 書面によるご回答のお願い

- 取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4 「健康状況告知書質問事項」に一つでも該当しない項目がある場合

- 「健康状況告知書質問事項」に一つでも該当しない項目がある場合、ご加入のお引受はできません。

5 告知事項のご説明

- 「医療保障コース」(1A・1B・2A・2B)、「新先進医療」(2C)、「所得補償」(3C)「介護一時金(3D)」を新規で加入される場合、もしくは「医療保障コース」(1A・1B)を増口される場合は、健康状況告知の質問事項につき正確にご回答ください。
- 万一、この質問事項に対するご回答がなかったり、ご回答の内容が事実と相違していますと、保険金をお支払いすることができない場合がありますので、ご注意ください。
- 下記の質問事項には団体構成員である申込人が必ず被保険者に健康状況を確認のうえ、ご家族の分も含めて加入申込票の「健康状況告知」欄にお答えください。
- この告知書の内容に基づき、お引受できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

質問① 現在、病気やケガにより医師による治療中・投薬中・経過観察中ではありません。
(右記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます)

質問② 告知日より2年以内に、継続して10日以上病気で入院したことはありません。
(妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます。下記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます)

質問③ 現在、妊娠中ではありません。満16才以上の女性のみお答えください※所得補償特約にご加入の場合回答は不要です。

質問④ 前各項と事実が相違していた場合には、保険契約が解除となったり諸保険金の支払いが受けられない場合があることを承諾します。

<告知対象外となる傷害・疾病一覧>

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●アレルギー性鼻炎*、花粉症* ●アトピー性皮膚炎* ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ* ※ただし、P30の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●かぜ*、感冒*、インフルエンザ* ※入院、手術のないものに限りです。 ●P30の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩

※質問①～質問④でひとつでも「いいえ」がある場合は加入できません。

6 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規に加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入ができなかったり、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

7 保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}^{(*)3}(発病日は医師の診断^{(*)4}によります。)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時^{(*)5}が、疾病入院を開始された日^{(*)6}^{(*)7}からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*)1 疾病、先進医療に伴う費用または就業不能を補償する加入タイプに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は、疾病保険金については「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入タイプのご加入時」、先進医療費用保険金については「継続加入してきた最初の先進医療に伴う費用を補償する加入タイプのご加入時」、所得補償保険金については「継続加入してきた最初の就業不能を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (*)2 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (*)3 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ご加入時^{(*)1}より前に被ったケガまたは発病した病気^{(*)2}」と読み替えます。
- (*)4 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (*)5 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時」と読み替えます。
- (*)6 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*)7 先進医療費用保険金の場合は「先進医療を開始された日」、所得補償保険金の場合は「就業不能となられた日」と読み替えます。

8 その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入となっている方は、改めて健康状況告知を行うこと（以下「再告知」といいます。）をご検討ください。
継続加入時に、再告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
- 再告知にあたり、次の点にご注意ください。
○再告知時の健康状況によっては、継続加入できないことがあります。

- 再告知の結果、無条件での継続加入となった場合でも、保険金のお支払額は、「発病の時点が属する保険契約」と「保険金支払事由が生じた時点が属する保険契約」それぞれの保険契約の条件で算出した金額のうち、いずれか低い金額となります。
- 再告知は継続加入時のみの制度であり、保険期間の途中で再告知を行うことはできません。

■疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記載されている疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	疾病・症状群
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘤）、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃ガン、腸ガン、食道ガン、大腸ガン、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓ガン、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道ガン、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓ガン、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺ガン、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭ガン、気管支喘息*、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖系系の疾患	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）、腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺ガン、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮ガン、乳ガン、卵巣ガン、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫	G0	結核（腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病*、骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーク・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（ガン）* ※上皮内新生物を含みます。
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害*1、ストレス関連障害*2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。
	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
妊娠・出産にかかわる疾患	Q2	上記<Q1>の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

団体総合生活補償保険 (MS & AD型) のご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・ 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・ 保険金額（ご契約金額）
- ・ 保険期間（保険のご契約期間）
- ・ 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・ 加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの場合のみご確認ください。

◆「所得補償特約をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の40%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答」欄に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・ この保険制度に新規加入される場合
- ・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・ 既にご加入されているがご継続されない場合

golfer 保険のご加入内容確認事項

ご加入に際し、以下の事項を十分にご確認ください。

●本確認事項は、ご加入いただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。お手数ですが、次の①～④の項目について「今回ご加入の保険契約」がお客さまのご希望にそった内容となっていること、ならびに、他の保険契約との重複について「加入申込票」、「本パンフレット」等でご確認ください。

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 保険の種類、補償内容、セットしている特約 | ② 支払限度額（保険金額） |
| ③ 被保険者の範囲 | ④ 保険期間 |

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

成人病の範囲

医療保障コースの成人病オプション（成人病のみ補償特約）の対象となる成人病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下記の分類コードに規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
1. ガン（悪性新生物）	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09	
2. 糖尿病	インスリン依存性糖尿病（IDDM）	E10
	インスリン非依存性糖尿病（NIDDM）	E11
	栄養障害に関連する糖尿病	E12
	その他の明示された糖尿病	E13
	詳細不明の糖尿病	E14
3. 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
4. 高血圧性疾患	本態性（原発性〈一次性〉）高血圧（症）	I10
	高血圧性心疾患	I11
	高血圧性腎疾患	I12
	高血圧性心腎疾患	I13
	二次性〈続発性〉高血圧（症）	I15
5. 脳血管疾患	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	その他の非外傷性頭蓋内出血	I62
	脳梗塞	I63
	脳卒中、脳出血または脳梗塞と明示されないもの	I64
	脳実質外動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I65
	脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I66
	その他の脳血管疾患	I67
	他に分類される疾患における脳血管障害	I68
	脳血管疾患の続発・後遺症	I69

保険金をお支払いしない主な場合

〈団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合はお支払対象となります。)
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p>
	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	上記に追加される事由
	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	上記から除外される事由
疾病保険金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*)2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等)(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*4)(加入者証等に記載されます。) <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)のセット後の内容となります。)</p> <p><お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*2) これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*4) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p>
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	
	放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	
	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 <p>(注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*4) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(*5) 先進医療を伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>所得補償保険金 ★所得補償（MS&AD型）特約 ★精神障害補償特約（所得補償特約用） ★天災危険補償特約（所得補償特約用） ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気（テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガや病気 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（*1）（加入者証等に記載されます。） <p style="text-align: right;">などによる就業不能*</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害（*2）を被り、これを原因として生じた就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 （注）ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時（*3）より前に発病*した病気（*1）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気*を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 <p>（*1）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 （*2）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69またはF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、知的障害 など （*3）就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
<p>介護一時保険金 ★介護一時保険金補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療を目的として被保険者以外の医師がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として被保険者以外の医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●先天性異常による要介護状態 ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。）による要介護状態 <p style="text-align: right;">など</p> <p>（注）保険期間の開始時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由（*2）が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（*2）が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時保険金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）要介護状態の原因となった事由が病気*である場合は、その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>
<p>ガン診断保険金 ★ガン診断保険金補償特約 ☆診断保険金支払後契約の取扱いに関する特約（ガン診断保険金補償特約用）セット ☆保険金の請求に関する特約セット</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」（注）を除きます。）のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガン診断時が、この保険契約の始期日（*）からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたガンの再発・転移によるガン（既に保険金をお支払いしたガンと同じ部位に再発したガンを含みます。） <p style="text-align: right;">など</p> <p>（*）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償特約 ☆診断保険金支払後契約の取扱いに関する特約（三大疾病診断保険金補償特約用）セット ☆保険金の請求に関する特約セット	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」（注）を除きます。）のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●ガン診断時が、この保険契約の始期日 ^(*) からその日を含めて90日が経過した日の翌日の午前0時より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたガンの再発・転移によるガン（既に保険金をお支払いしたガンと同じ部位に再発したガンを含みます。） ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中（これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。） など （*）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業
補償対象外となる運動等 山岳登山 ^(*)1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(*)2) 操縦 ^(*)3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*)4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （*3）職務として操縦する場合を除きます。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
補償対象外となる職業 オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
 ※記載している免責事由以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

〈ゴルフ保険〉

賠償責任補償	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●戦争、暴動、天災（地震、噴火、洪水、津波など）等に起因する損害賠償責任 ●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者が他人から借りたり預かっていたりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任 等
傷害補償（ゴルフ傷害補償特約）	●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●頸（けい）部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ●被保険者の入浴中の溺水 ^(注1) 。ただし、入浴中の溺水 ^(注1) が、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には保険金をお支払いします。 ●誤嚥（えん） ^(注2) によって生じた肺炎 等 （注1）水を吸引したことによる窒息をいいます。 （注2）食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
用品補償（ゴルフ用品補償特約）	●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 ●自然の消耗または性質による変質等によって生じた損害 ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失 等
ホールインワン・アルバトロス費用補償（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）	●日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人 ^(注) が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス 等 （注）臨時雇いを含みます。

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

〈携行品保険（動産総合保険）〉

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ・被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。
 - ・風、雨、雪、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込みや雨漏り等による損害。ただし、保険の対象を保管する建物またはその開口部が風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）、雹（ひょう）災または雪災（豪雪、雪崩（なだれ）等をいい、融雪洪水を除きます。）または不測かつ突発的な事故によって直接破損した結果、保険の対象が損害を受けた場合は保険金をお支払いします。
 - ・直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害
 - ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
 - ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ・直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金をお支払いします。
 - ・直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害の場合は、保険金をお支払いします。
 - ・直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
 - ・紛失または置き忘れによって生じた損害
 - ・外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（焦損を除きます。）または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
 - ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
 - ・詐欺または横領によって生じた損害
 - ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾（じょう）、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。
 - ・かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等、保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷
 - ・万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
 - ・検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。
 - ・保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
 - ・保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ・美術品等の格落ち（保険の対象の価値の低下）によって生じた損害
 - ・自力救済行為等によって生じた損害
 - ・1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみが生じた損害
 - ・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
 - ・保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみが生じた損害。
 - ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損傷等または、同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発に起因し、1時間以上の機能の停止があった場合に生じた損害に限りお支払いの対象になります。
 - ・保険の対象が水中もしくは地中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
 - ・保険の対象が宝石・貴金属である場合には、営業時間外において金庫外に保管中の保険の対象に生じた盗難による損害
 - ・修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
 - ・保険の対象が登録等（道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長（東京都特別区は都知事とします。）交付の標識をいいます。）を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害
 - ・保険の対象が自動販売機等（精算機、両替機等現金受入機器を含みます。以下同様とします。）またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害
 - ①保険の対象が自動販売機等の場合
 - ア. 汚れ、へこみ、すり傷、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって自動販売機等の機能に支障をきたさない損害
 - イ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ウ. 貨紙幣づまり等の故障
 - ②保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合
 - ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害
 - イ. 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合は除きます。
 - ウ. 勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害
- ※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金等をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険はルネサスエレクトロニクス株式会社が保険契約者となる団体契約です。
- お申込人となる方は、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびグループ会社の役員・従業員に限りません。
- この保険で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびグループ会社の役員・従業員およびそのご家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹）です。
（ただし、区分E安心丸で既にご加入いただいている、同居の親族（孫、甥、姪等）の方は引続きご加入いただけます。新規のご加入はできません。）
- 年齢資格

コース・オプション	新規・追加加入	継続加入
医療保障 (1A, 1B, 2A, 2B, 2C, 3C, 3D)	満69才以下	満79才以下
医療保障 (3Y, 3Z)	不可	満79才以下
その他	年齢制限はありません。*	年齢制限はありません。*

*在職中の加入年齢に制限はありませんが、退職後の継続加入においては年齢制限があります。詳しくは「ご退職後のお取扱い」をご確認ください。

- この保険の保険期間は平成27年1月1日午後4時から平成28年1月1日午後4時までとなります。（補償期間は平成27年7月1日午前0時から平成28年1月1日午後4時までとなります。）次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ◎よく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定められています。
- 団体疾病・傷害保険、携行品保険の保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果本パンフレットのご案内と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ゴルフ保険の保険料は「前年度契約の始期日時時点の被保険者数による割引率を適用する」特則を採用しております。次年度（平成27年1月1日始期）の保険料は、平成26年1月1日始期時点の被保険者数に応じた割引率を適用いたします。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（ご年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）

■保険料払込方法

月払いです。加入時点（毎月1日）の翌々月の給与から控除となります。

■中途加入・変更・脱退の取扱い

- 中途加入…毎月1日付で中途加入が可能です。
- 補償変更・脱退…お取扱い代理店までお問い合わせください。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 日常生活個人賠償責任補償特約、先進医療費用保険金補償特約などをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
- ゴルフ保険（賠償責任補償）およびホールインワン・アルバトロス費用補償特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応

じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。2015年1月1日時点での引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

引受保険会社		引受割合		
		医療保障 ^{※1}	傷害保障 ^{※2}	ゴルフ保険 携行品保険
幹事保険会社	三井住友海上火災保険(株)	100%	44%	60%
非幹事保険会社	損害保険ジャパン日本興亜(株)	—	49%	35%
非幹事保険会社	東京海上日動火災保険(株)	—	7%	5%

※1 医療保障：1A、1B、2A、2B、2C、3Y、3Z

※2 傷害保障：1D、1E、3A、3B、3C、3D

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

●団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。**【疾病保険金、ガン診断保険金、三大疾病診断保険金】** 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【傷害保険金】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の保険金】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

●ゴルフ保険、携行品保険 (動産総合保険)

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<税法上の取扱い>

（平成26年12月現在）

- お支払いいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、傷害保障コース、交通傷害保障コース等の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

<ご退職後のお取扱い>

ご退職時に、在職中1年以上継続してこの保険に加入されていた本人・家族の方は退職後も引続き加入することができます。（退職されてからの新規ご加入や被保険者の追加をすることはできません。また、所得補償特約（3C）、ゴルフ保険、携行品保険は退職後のご加入はできません。）

■年齢資格

補償の追加・増額	満69才まで
継続加入	満79才まで

■保険料払込方法

- ・退職時…一括して当年度分の保険料をお支払いいただけます。
- ・翌年度以降…指定口座から年1回(2月)の引落しです。

■加入限度口数

医療保障コース (1A, 1B, 2A, 2B)	10口まで
傷害保障コース (1D)	
交通傷害保障コース (1E)	
ケガ死亡・後遺障害オプション (3A)	2口まで

保険金をお支払いする場合に該当したとき

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(注) ゴルファー保険には、30日以内を適用しません。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●＜保険金支払いの履行期＞

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただくことからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いします。^(***)

(*) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(**) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(***) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

＜ゴルフ保険＞

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(ホールインワン・アルバトロス費用補償について)

■原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象にはなりません。(セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払い対象については、「補償内容」をご参照ください。)

■複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。

●ゴルフ保険賠償責任について

＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社から求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類

- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

所得補償特約ご加入の場合

- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類（ゴルフ保険）〉

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行うときは、次表の「●」を付している書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。

詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 ご提出いただく書類には「●」を付しています。「-」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

※2 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。

※3 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	補償項目	賠償責任補償	傷害補償	用品補償	ホールインワン・アルパトロスの費用補償
	書類の例				
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書	●	●	●	●
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類					
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本				
② 他人の財物損壊（損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄（抄）本、全部（個人）事項証明書	●	-	-	-
③ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書				
(4) 身体障害、ケガの発生およびその額を確認する書類					
① 死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本				
② 後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類	-	●	-	-
③ その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書				
(5) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類					
① 損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ	●	-	●	-
② 損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書				
(6) ホールインワンまたはアルパトロスの発生および慣習費用の額を確認する書類					
① ホールインワンまたはアルパトロスの発生を確認する書類	引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書、ビデオ映像テープ・スコアカード（写）・公式競技会の当日の成績表等ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に証明するための資料および書類	-	-	-	●
② 慣習費用の額を確認する書類	ホールインワン・アルパトロス費用内訳明細書、費用の支出を示す領収書、プリペイドカード（写）				
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類					
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書				
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書				
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知	●	●	●	●
④ 第三者の加害行為、共同不法行為の場合等に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書				
⑤ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書				

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類（携行品保険（動産総合保険））〉

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類* ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
(3) 保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ① 保険の対象の価額を確認する書類 ② 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、取得時の領収証、棚卸台帳・仕入伝票、現金出納帳・売上伝票、函面・仕様書 修理見積書・請求書・領収書、損害明細書
(4) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類 ② 保険金請求権者を確認する書類 ③ 損害が生じた物の所有者（所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。）を確認する書類 ④ 質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類 ⑤ 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ⑥ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票 委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本 固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入庫伝票 質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書/証 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

個人情報の取扱いについて

- この契約はルネサスエレクトロニクス(株)（以下、保険契約者といいます。）を保険契約者、(株)日立保険サービス・NECファシリティアーズ(株)・メルコ保険サービス(株)（以下、取扱代理店といいます。）を取扱代理店とし、保険契約者・制度採用会社（以下、制度採用会社といいます。）の所属員を加入対象とする保険です。
- 保険契約者・制度採用会社・取扱代理店は、当該保険の運営・事務手続きのために加入対象者（以下、被保険者といいます。）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、個人情報といいます。）を利用し、また、保険契約者が保険契約を締結した三井住友海上火災保険(株)（以下、三井住友海上といいます。）へ、取得した個人情報を提供します。
- 制度採用会社は、所属する被保険者（本人）の所属情報に変更があった場合には、保有・管理する更新後の所属情報を、保険契約者に提供し、保険契約者は三井住友海上に所属更新の目的で、変更後の所属情報を提供します。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

※印の用語のご説明

(詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。)

ア行 アルバトロス	ホールインワン*以外で、それぞれのホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
カ行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
ガン(悪性新生物)	上皮内新生物を含みます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
記名被保険者	加入者証に記載された被保険者をいいます。加入申込票および加入者証の記名被保険者欄に記載されます(記名被保険者欄が空欄の場合は、申込人本人を記名被保険者として設定されたものとみなします。)
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器等をいいます。)をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等(バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー等)は含まれません。
競技等	競技、競争、興行(*1)または試運転(*2)をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*1) いずれもそのための練習を含みます。 (*2) 交通事故危険のみ補償特約の場合は訓練(自動車等*の運転資格を取得するための訓練を除きます。)を含みます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。

ケガ

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

後遺障害

治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。

交通乗用具

電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。

誤嚥(えん)

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

骨髄採取手術

組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

ゴルフ場

ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設をいいます。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上有するものをいいます。

ゴルフ用品

被保険者が所有する加入者証記載のゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。ただしゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布等の携行品は、ゴルフ用品に含まれません。

ザ行 再調達価額

損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

始期日

保険期間の初日をいいます。

失効

保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。

自動車等

自動車または原動機付自転車をいいます。

※印の用語のご説明

(詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。)

支払限度額・ 保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
支払限度日数	支払対象期間*内において、傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「傷害入院」または「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
就業不能	ケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。
就業不能期間	てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、ゴルフ用品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為(*2) (*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

乗用具	自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
所得補償保険金の免責期間	就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払の対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
親族	6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
全損	損害の額または修理費が、保険価額以上となる場合をいいます。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
タ行 達成証明資料	ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。
治療	医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
てん補期間	所得補償保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいい、この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。
特別約款・特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

※印の用語のご説明

(詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。)

ナ行 入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
認知症	正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
八行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
発病	医師*の診断（*）による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。 （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロス*の達成を目撃した第三者 (c)ゴルフ場*の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 ※公式競技で達成されたホールインワンまたはアルバトロスについては、前記(a)または(b)のいずれかの方の署名もしくは記名・押印は不要です。 ※達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記(b)の署名または記名・押印は不要です。この場合、達成証明資料の提出が必要となります。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方をいいます。
病気	被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。

平均月間所得額	所得補償保険金の免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注) ①の診療行為は、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限り、また、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
保険価額	ゴルフ用品*に損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、加入者証記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害または損害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者*が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
ホールインワン	それぞれのホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明【傷害補償（MS&AD型）特約および疾病補償特約付団体総合生活補償保険・ゴルフ保険・携行品保険（動産総合保険）】

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特別約款および特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

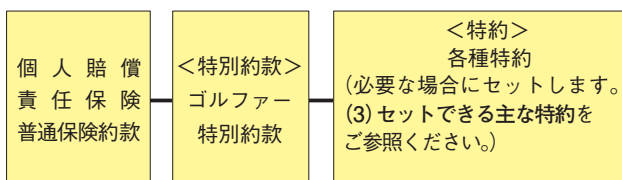
- ①この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の開始時点で満0才以上79才以下の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方（病気部分）
------------------	--

被保険者の範囲は、加入申込票の被保険者本人欄記載の方です。

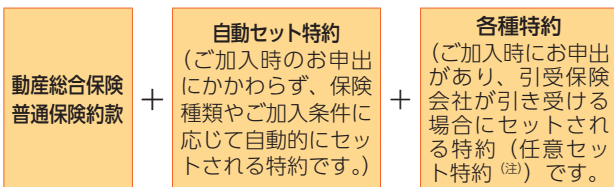
- ②日常生活個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲は、次のとおりとなります。
本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。
(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際に定めるものをいいます。

【ゴルフ保険】



(注) 被保険者：記名被保険者のみが、被保険者となります。

【携行品保険（動産総合保険）】



(注) 任意セットの特約は必要な場合にセットします。後記「(3)セットできる主な特約およびその概要」をご参照ください。

(2) 補償内容【共通】

保険金をお支払いする場合は本商品パンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款、特別約款および特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
本商品パンフレットをご参照ください。
②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
本商品パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保

険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

セットできる主な特約は本商品パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

【ゴルフ保険】

セットできる主な特約は本商品パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

【携行品保険（動産総合保険）】

ご加入時にご選択できる特約は準備されておられません。なお、ご案内しているセットでは、携行品一式契約特約（個人型）（ルネサスエレクトロニクス用）があらかじめセットされています。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間【共通】

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

【共通】

- ご加入いただく保険金額については、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款、特別約款および特約等にてご確認ください。

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

【ゴルフ保険】

支払限度額、保険金額、免責金額の設定は、本商品パンフレットをご参照ください。

【携行品保険（動産総合保険）】

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本商品パンフレットをご参照ください。

2 保険料

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢等により決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

【ゴルフ保険】

保険料は、支払限度額・保険金額、免責金額、保険期間等によって決まります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、本パンフレットP25の「支払限度額／保険金額および保険料」または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

【携行品保険（動産総合保険）】

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地、保険の対象を収容する建物の構造等によって決まります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について【共通】

保険料の払込方法は毎月の給与から引き去りになります。9月の給与引き去りで初回保険料を払い込み、以降複数の回数に分けて払い込む分割払いとなります。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】日立保険サービス・NECファシリティーズ・メルコ保険サービス
連絡先は裏表紙をご覧ください。

「三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは」「万一、ケガをされたり、病気になられた場合は」「指定紛争解決機関」の詳細については、P48をご覧ください。

注意喚起情報のご説明【傷害補償（MS&AD型）特約および疾病補償特約付団体総合生活補償保険・ゴルフ保険・携行品保険（動産総合保険）】

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款、特別約款および特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）【共通】

この保険はルネサスエレクトロニクス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記入上の注意事項）

【共通】

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

次の事項について十分ご注意ください。

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年齢」（病気を補償する契約に限ります。）
- ③被保険者の健康状況告知（病気を補償する契約に限ります。）

【健康状況告知について】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

(注) 告知時における被保険者の年齢満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

4 満期返れい金・契約者配当金【共通】

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無【共通】

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件によりご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

- ・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^(*)より前に発病した病気^{(**)(***)}（発病日は医師の診断^(***)によります。）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病したとき^(***)が、疾病入院を開始された日^{(**)(***)}からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いすることがあります。
- (*) 1) 疾病、先進医療に伴う費用または就業不能を補償する加入タイプに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は、疾病保険金については「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入タイプのご加入時」、先進医療費用保険金については「継続加入してきた最初の先進医療に伴う費用を補償する加入タイプのご加入時」、所得補償保険金については「継続加入してきた最初の就業不能を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (*) 2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (*) 3) 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ご加入時^(*)より前に被ったケガまたは発病した病気^(**)」と読み替えます。
- (*) 4) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (*) 5) 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時」と読み替えます。
- (*) 6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*) 7) 先進医療費用保険金の場合は「先進医療を開始された日」、所得補償保険金の場合は「就業不能となられた日」と読み替えます。

注意喚起情報のご説明

【ゴルフ保険】

この保険には通知義務の対象となる項目は存在しません。
 なお、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ①加入者証記載の住所または電話番号を変更した場合
- ②上記のほか、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

【携行品保険（動産総合保険）】

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ・加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合 等

(2) その他の注意事項

【団体総合生活補償保険 (MS & AD型)】

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガまたは病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約
 その被保険者に係る部分に限ります。

■補償重複

日常生活個人賠償責任補償特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 (MS & AD型) 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

【ゴルフ保険】

傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は保険契約者に対し傷害補償特約^(注)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約^(注)を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約^(注)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - ◇引受保険会社に傷害補償特約^(注)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ◇保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約^(注)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。
- (注) その被保険者にかかわる部分に限ります。

3 補償の開始時期【共通】

補償開始日の午前0時より補償されます。保険料は、本商品パンフレット記載の方法により払込みください。本商品パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

【共通】

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本商品パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款、特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。

【団体総合生活補償保険 (MS & AD型)】

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

【ゴルフ保険・携行品保険（動産総合保険）】

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

注意喚起情報のご説明

- と。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い【共通】

- (1) 保険料は、本商品パンフレット記載の方法により払込みください。本商品パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いするが生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6 失効について

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

【ゴルフ保険】

被保険者が死亡された場合、このご加入は失効します。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

【携行品保険 (動産総合保険)】

申込人または被保険者が保険の対象を譲渡した場合^(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合^(注2)は、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

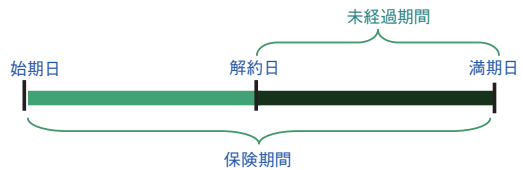
(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

7 解約と解約返れい金【共通】

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（図をご参照ください。）分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い【共通】

本商品パンフレットP38をご参照ください。

9 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

(2) 新たな保険契約 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型)) をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込み保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 日立保険サービス・NECファシリティーズ・メルコ保険サービス
連絡先は裏表紙をご覧ください。

三井住友海上への
ご相談・苦情・お問い合わせは

【三井住友海上お客さまデスク】

0120-632-277 無料

受付時間：平 日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、
病気になられた場合は

24時間365日事故受付サービス
【三井住友海上事故受付センター】

0120-258-189 無料

事故は いち早く
取扱代理店または
事故受付センターまで
ご連絡ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル (有料)]

受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

加入申込票提出先・お問い合わせ先

(2015年1月1日時点)

会社・事業所名	窓 口		
	代理店名	事業所名	電話番号
ルネサスエレクトロニクス(株)			
日本ビル事業所	日立保険サービス	東京第二営業部	03-3215-2508
中部支社・関西支社	NECファシリティーズ	首都圏営業第二部	03-3455-1132
北陸支店・松本支店・九州支店	メルコ保険サービス	東京支店損保グループ	03-5219-5511
玉川事業所	NECファシリティーズ	首都圏営業第三部	044-435-1743
相模原事業所	NECファシリティーズ	府中・相模原保険センター	042-771-0814
武蔵事業所	日立保険サービス	直轄営業部	03-3215-2565
高崎事業所	日立保険サービス	熊谷営業所高崎相談室	027-352-9009
那珂事業所	日立保険サービス	勝田営業所	029-274-2543
北伊丹事業所	メルコ保険サービス	北伊丹営業所	072-782-7987
ルネサス セミコンダクタ マニュファクチャリング(株)			
本社・那珂工場	日立保険サービス	勝田営業所	029-274-2543
鶴岡工場	NECファシリティーズ	山形支社保険部	0235-25-4362
高崎工場	日立保険サービス	熊谷営業所高崎相談室	027-352-9009
滋賀工場	NECファシリティーズ	滋賀FM(事) 保険部	077-534-1768
山口工場	NECファシリティーズ	福岡支店	092-272-3151
西条工場	メルコ保険サービス	西条営業所	0897-52-1814
高知工場	メルコ保険サービス	高知営業所	0887-54-4878
川尻工場	NECファシリティーズ	九州FM(事) 保険部	096-357-0272
日本ビル	日立保険サービス	東京第二営業部	03-3215-2508
	NECファシリティーズ	首都圏営業第二部	03-3455-1132
	メルコ保険サービス	東京支店損保グループ	03-5219-5511
武蔵	日立保険サービス	直轄営業部	03-3215-2565
玉川	NECファシリティーズ	首都圏営業第三部	044-435-1743
相模原	NECファシリティーズ	府中・相模原保険センター	042-771-0814
北伊丹	メルコ保険サービス	北伊丹営業所	072-782-7987
甲府	日立保険サービス	甲府あんしんセンタ	055-230-7022
ルネサス セミコンダクタ パッケージ&テストソリューションズ(株)			
本社(高崎)	日立保険サービス	熊谷営業所高崎相談室	027-352-9009
米沢工場	日立保険サービス	東北営業所	022-266-6921
柳井工場	日立保険サービス	下松あんしんセンタ	0833-41-1859
大分工場	NECファシリティーズ	福岡支店	092-272-3151
錦工場	NECファシリティーズ	九州FM(事) 保険部	096-357-0272
那珂	日立保険サービス	勝田営業所	029-274-2543
武蔵	日立保険サービス	直轄営業部	03-3215-2565
北伊丹	メルコ保険サービス	北伊丹営業所	072-782-7987
日本ビル	日立保険サービス	東京第二営業部	03-3215-2508
	NECファシリティーズ	首都圏営業第二部	03-3455-1132
	メルコ保険サービス	東京支店損保グループ	03-5219-5511
玉川	NECファシリティーズ	首都圏営業第三部	044-435-1743
川尻	NECファシリティーズ	九州FM(事) 保険部	096-357-0272
滋賀	NECファシリティーズ	滋賀FM(事) 保険部	077-534-1768
ルネサスシステムデザイン(株)	NECファシリティーズ	首都圏営業第三部	044-435-1743
(株)ルネサスソリューションズ	メルコ保険サービス	北伊丹営業所	072-782-7987
	メルコ保険サービス	東京支店損保グループ	03-5219-5511
ルネサスエンジニアリングサービス(株)	メルコ保険サービス	大阪営業所	06-6343-6511
	日立保険サービス	直轄営業部	03-3215-2565
	日立保険サービス	熊谷営業所高崎相談室	027-352-9009
(株)ルネサスイーストン	メルコ保険サービス	北伊丹営業所	072-782-7987
	日立保険サービス	東京第二営業部	03-3215-2508